

改正労働関係法のポイント

労働契約法、労働者派遣法、高年齢者雇用安定法が改正されました（一部4月1日施行）。内容をご確認ください。詳細は、群馬労働局または連合群馬まで。

【労働契約法】

- ・無期労働契約への転換（有期契約期間通算5年超）
- ・「雇止め法理」の法定化
- ・不合理な労働条件の禁止

【高年齢者雇用安定法】

- ・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ・継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ・義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ・高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

【労働者派遣法】

- ・日雇派遣の原則禁止
- ・グループ企業内派遣の8割規制
- ・離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることの禁止
- ・有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置
- ・均衡を考慮した待遇の確保
- ・マージン率等の情報提供の義務化
- ・待遇に関する事項等の説明の義務化
- ・労働者派遣に関する料金の明示の義務化
- ・派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置
- ・労働契約申込みみなし制度

3.8国際女性デー PR 行動に参加しよう!



1857年3月8日、ニューヨークの被服工場で働く女性達が低賃金・長時間労働に抗議を行ったことが起源と言われており、1908年3月8日には、婦人参政権を求めてデモを行いました。

以来、この日は“女性の政治的自由と平等のために行動する記念日”と位置づけられ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、世界各国でさまざま

な行動が展開されています。

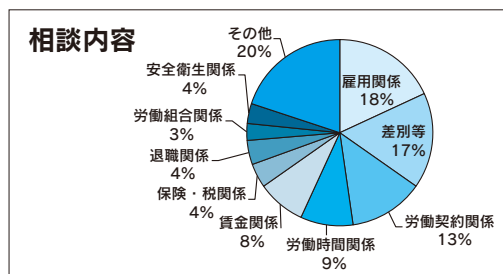
連合群馬では以下のように国際女性デーの起源や趣旨のPRおよびアピールウォークを行います。女性組合員の積極的な参加をお願いします。

- 日 時: 3月8日(金) 18:30~19:45
- 場 所: 高崎駅西口集合
- 参加者: 100名規模(女性委員会・女性組合員)
- 内 容: リレーアピール、アピールウォークなど

解雇や賃金カットなど、雇用関係の相談が最多 「なんでも労働相談」結果

2012年(1月~12月)のなんでも労働相談は全部で458件の相談が寄せられました。

相談内容は、「不景気のおりを受けた人員削減による整理解雇や契約打ち切り」、「仕事を与えず自主的退職に追い込む退職勧奨」など雇用に関する相談(18%)が最も多くなっています。また、「上司や同僚からの嫌がらせやパワハラ」など差別等の相談(17%)や、「ハローワークでの求人と実際の契約内容が異なっていた」など労働契約関係の相談(13%)なども寄せられました。



以前は、「会社の倒産による賃金未払い」や「生活保護を受けているが、仕事が見つからない」などの相談が多くありましたが、最近では、「嫌がらせを受け、メンタル疾患になってしまった」などの相談が増加しています。

【おわび】213号の女性委員会役員体制で誤りがありました。正しくは、深澤栄子さん→副委員長、星野まゆみさん→事務局長です。訂正おわびいたします。

年間614件の相談を親身になって対応 「ライフサポート相談」結果

ライフサポート相談は1年間(2011年8月~2012年7月)で614件の相談を受けました。相談開始から延べ1,354件の相談件数となっています。

相談内容は「パワハラや嫌がらせを受けて精神的不安になった」、「やる気が出ない」などの健康問題(30%)が最も多く、「ハローワークに行ってもなかなか仕事が見つからない」など就職に関すること(22%)、「職場の方針や雰囲気になじめない」など、



キャンペーン時は3名で対応

仕事に関すること(21%)と続いています。メンタルの相談にも親身になって対応しているので、リピーターから多くの相談が寄せられました。

相談は0120-797-052まで(木・土14時~19時)

地域なんでも労働相談会を実施します!

県内12会場で面談による「なんでも労働相談会」を実施します。ご家族・ご友人に困っている方がいたら、ぜひご紹介ください。事前予約が必要となります。予約期間に電話でお申込みください。

- 予約期間 2月18日(月)~21日(木)10:00~19:00
 - 相談期間 2月21日(木)~24日(日)13:00~19:00
- ご予約はフリーダイヤル 0120-154-052 まで!